

医療法人の非営利性等に関する調査結果について

平成 17 年 2 月 1 日
社団法人 日本医療法人協会

1 目的

医療法人の非営利性・公益性向上に必要な資料を得るとともに、今後の医療法人制度改革に向けて基礎資料とすること。

2 実施要領

1) 調査対象

全会員 (1,410 法人)

2) 調査方法

アンケート用紙を法人宛に郵送し、ファクスにより回答を受領。

3) 調査時期

平成 16 年 9 月 14 日 (火) にアンケート用紙を送付。11 月初旬までに回答を回収した。

3 回答状況

1,410 法人中 182 法人より有効回答を得た。

回収率は 12.9%、回答法人の内訳は下表の通り。

【回答法人内訳】

大分類	小分類	法人数	構成割合(%)
財 団		18	9.9
	一般	7	3.8
	特定医療法人	10	5.5
	特別医療法人	1	0.5
社 団		164	90.1
	持分あり	105	
	一般	88	48.4
	出資額限度法人	17	9.3
	持分なし	59	
	特定医療法人	52	28.6
	特別医療法人	6	3.3
	(再掲) 特定・特別医療法人	(4)	(2.2)
その他	5	2.7	
合 計		182	100

4 調査結果

別紙の通り。集計は回答のあった全法人を対象としているが、項目の性質上、社員数、同族社員割合は社団のみ、出資額、同族出資割合は持分ある社団のみ対象とした。

(別紙)

医療法人の非営利性等に関する調査結果

役員、社員、出資及び同族割合の現状

1 役員数、同族割合

理事数は「6～10人」クラスが全法人の54.4%を占め、最も多い。3人以下は8.8%と少数派。また、持分ある社団より、財団、持分のない社団で人数が多い傾向にある。(表1)

監事数は、全法人の80%以上が2人以下となっている。(表2)

理事の同族割合は、出資額限度法人、持分のある社団の30%近くが「90%超～100%」と同族経営の色彩が強い。全体でもこの割合区分が17.0%と最多を占める。持分のない社団や財団は、同族規制のある特定、特別医療法人が大半であることから、ほとんど40%以下となっている。(表3)

監事の同族割合は「0～10%」が全体の41.8%と、同族色は薄い。(表4)

2 社員数、出資額、同族社員割合、同族出資割合

社員数は全ての社団の60%近くが10人以下と、人的に小規模である。(表5)

出資額は、出資額限度法人と持分のある社団の50%近くが2,000万円以下であり、資本的にも小規模である。(表6)

同族社員割合は、社団全体の15.9%が「90%超～100%」と、理事の同族割合ほどではないにしろ高い。出資額限度法人と持分のある社団では同族比率50%超の法人が50%近くを占める。これに対し、持分のない社団では同族比率50%以下が70%近くに達し、対照的である。(表7)

同族出資割合は、出資額限度法人、持分のある社団全体の60%が「90%超～100%」であると回答しており、最も同族色が際立っている。(表8)

非営利性、公益性に関する医療法人の意識

1 非営利性一般について

1) 非営利性の具体的なイメージはどのようなものか

14項目を例示して営利か非営利(営利を目的としていると考えられない)か尋ねた結果を、営利、非営利いずれの回答が多かったかを基に区分すると、次のようになる。(カッコ内は営利または非営利と答えた法人の比率)(表9)

【非営利との回答が最も多かった項目】
社員の退社時に出資払込額を限度として払戻しすること（68.7%）

社団医療法人の解散時に出資払込額を限度として残余財産の分配が行われること（67.6%）

効率的な医業経営で高収益を上げていること（58.8%）

提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと（58.8%）

出資持分を有していること（48.4%）

医療法人の役員が同族関係者で占められていること（40.7%）

【営利との回答が最も多かった項目】

MS 法人を通して医療法人の剰余金を分配すること（73.1%）

医療法人の役員の地位のみに基づいて高額な報酬を支払うこと（59.3%）

MS 法人をはじめとする株式会社が医療法人の出資者や社員になること（54.9%）

医療法人の役員・社員と MS 法人の役員・社員が同じであること（47.3%）

MS 法人をはじめとする株式会社の代表者が医療法人の役員または社員に就任していること（45.1%）

社員の退社時に出資持分に応じた剰余金の分配が行われること（41.8%）

附帯業務または収益業務を広範囲に行っていること（38.5%）

【どちらともいえないとの回答が最も多かった項目】

・社団医療法人の解散時に出資持分に応じた残余財産の分配が行われること（35.7%）

2) 非営利性に関する意見

「剰余金を分配しないこと」18 件、「剰余金を医療に再投資し、質の高い医療を行うこと」16 件、「地域住民に安定的な医療を提供し、持続性を図ること」16 件 等があった。

3) 非営利性を担保する方法に関する意見

税負担軽減によって担保せよとする声が最も多く 14 件、次いで配当禁止の維持 11 件、情報公開 9 件であった。

2 出資持分について

1) 出資持分をどう捉えているか

5 項目を挙げて賛否を尋ねたところ、最も多くの医療法人が「賛同する」としたのが、「病院経営上、出資持分を解消してより公益性の高い法人形態に移行したい」（57.1%）であった。これは財団、持分のない社団に限らず、出資額限度法人、持分のある社団でも高い数値を示している。

また、回答法人は財団、持分のない社団の比率が相対的に高いことから、「すでに出資持分を解消した」との項目への賛同も 42.3% と多い。

これに対して、「出資持分を解消したいが先祖代々の病院なので放棄しづらい」には、「賛同しない」が 37.9% と最多であり、持分放棄の意思のある医療法人が少なからず存在することをうかがわせる。

「出資持分があるからこそ病院の質を向上させる意欲が出てくる」、「出資持分を解消すると病院経営の権利が奪われるおそれがある」の 2 項目については、「どちらともいえない」とする声が多かった。（表 10）

2) 出資持分に伴う問題はいかに解消すべきか

特定医療法人・特別医療法人の要件緩和を必要とする法人が全体の75.8%に上り、次いで出資額限度法人の普及が必要との声も58.8%に達している。(表11)

3) 問題解消のための施策に関する意見

医療法人創設・承継等の課税軽減を求める声が12件と多かった。

4) 出資持分に関する意見

「出資持分は放棄すべき」(14件)、「出資額限度法人が望ましい」(13件)という非営利性向上を目指す意見とともに、「持分があるのは当然」(6件)とする意見もあった。

3 配当禁止について

1) 配当禁止の具体的なイメージはどのようなものか

7項目について配当禁止に抵触するか否かを尋ねた。

「配当禁止に抵触しない」との回答が多かったのは、病院の建替えや医療機器の購入に充てること(92.9%)、医療や健康に関わる研究事業に充てること(86.3%)、退社時や解散時に、社員に出資払込額を限度として払い戻すこと(72.5%)、提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと(55.5%)の4項目。

「配当禁止に抵触する」との回答が多かったのは、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額な賃借料を支払うこと(77.5%)、退社時や解散時に、社員に持分に応じた払戻しを行うこと(45.6%)の2項目だった。

「他の医療法人へ出資すること」については、「どちらともいえない」とする答えが42.3%と多かった。(表12)

2) 剰余金の使途に関する意見

医療の質向上等のための設備投資に充てるべきとする声が43件と圧倒的に多かった。役員や従業員への還元が16件でそれに続いている。

4 公益性について

1) 公益性の具体的なイメージはどのようなものか

8項目について、公益性が高いか否かを尋ねたところ、7項目については「公益性が高い事業であると思う」が「公益性が高い事業であるとは思わない」を上回った。比率の高い順に並べると、下記の通りである。

残る1項目は「治療方法の確立していない疾病に係る診療を行っていること」だが、これは「どちらともいえない」が最多だった。(表13)

【公益性の高い事業】

救命救急医療を実施していること(84.1%)

へき地など採算の合わない地区において医療を実施していること

(83.5%)

- 24 時間 365 日診療を実施していること (76.4%)
- 医療や健康に関わる研究事業に取り組んでいること (66.5%)
- 社会保険診療を実施していること (62.6%)
- 医療従事者の研修に取り組んでいること (56.0%)
- 経営に関する情報を公開していること (47.8%)

2) 一般の医療法人に積極的な公益性まで必要か
「必要」が 36.8%と最多であるが、「不要」32.4%、「どちらともいえない」29.7%で、意見が分散している。(表 14)

3) 公益性に関する意見
公益性とは「患者・地域のために良質な医療を提供すること」とする意見が 22 件と最も多かった。

特定医療法人、特別医療法人、出資額限度法人をどう捉えているか

1 特定医療法人

1) 特定医療法人移行の意思の有無
「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると 69 件、「移行の意思はない」26 件に比べ、移行希望はかなり多い。(表 15)

2) 「移行の意思がある」理由
「医療法人の永続性を図りたい」が 36 件と最も多く、「法人税の軽減税率を適用したい」22 件、「相続税負担を軽減させたい」20 件、「医療法人の非営利性を向上させたい」12 件と続く。(表 16)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由
「持分の放棄が困難」とする意見が 26 件と最多。「報告制度の負担が大きい」15 件、「年収の上限規制をクリアできない」10 件と続いている。(表 17)

4) 「移行の意思はない」理由
「現在の出資役員の経営権を確保したい」が 17 件とトップ。以下、「持分を放棄したくない」10 件、「優れた医師を高給で招く必要がある」8 件と続く。(表 18)

2 特別医療法人

1) 特別医療法人移行の意思の有無
「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると 71 件だが、「移行の意思はない」も 58 件と多く、特定医療法人に比べ移行を拒否する法人が多い。(表 19)

2) 「移行の意思がある」理由

「医療法人の永続性を図りたい」が 27 件と最も多く、「収益業務を行いたい」17 件、「医療法人の非営利性を向上させたい」14 件、「相続税負担を軽減させたい」13 件、と続く。(表 20)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由

「持分の放棄が困難」とする意見が 16 件と最多。「医療施設の要件を満たせない」、「年収の上限規制をクリアできない」各 7 件と続いている。(表 21)

4) 「移行の意思はない」理由

「法人税の軽減税率のようなメリットがない」が 27 件と際立っており、上記 1) に見るような移行拒否が多い理由と考えられる。さらに「現在の出資役員の経営権を確保したい」16 件、「持分を放棄したくない」9 件、「優れた医師を高給で招く必要がある」7 件と続く。(表 22)

3 出資額限度法人

1) 出資額限度法人移行の意思の有無

「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると 51 件で、特定医療法人、特別医療法人ほどではない。これは財団、持分のない社団等が対象にならないためであろう。「移行の意思はない」は 29 件となっているが、その半数以上は移行の可能性のない財団、持分のない社団の回答である。(表 23)

2) 「移行の意思がある」理由

「医療法人の永続性を図りたい」が 36 件と最も多く、「相続税負担を軽減させたい」16 件、「医療法人の非営利性を向上させたい」12 件と続く。(表 24)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由

いわゆる非課税 4 要件のうち、「同族出資比率要件を満たせない」が 13 件と最多。次いで「同族社員比率要件を満たせない」11 件、「同族役員比率要件を満たせない」9 件と続いている。(表 25)

4) 「移行の意思はない」理由

「現在の出資役員の経営権を確保したい」10 件、「持分を維持し続けたい」3 件となっている。(表 26)

医療法人の業務範囲はいかにあるべきか

1 現在実施している附帯業務

訪問看護ステーション(97 件)、高齢者の生活支援事業等(75 件)、老人

居宅介護等（73件）、医療関係者養成（33件）等が多く実施されている。（表27）

2 特別医療法人の実施している収益業務

回答数が7件と少ないが、駐車場、配食サービス、グループホーム等が実施されている。

3 1以外に認めるべき附帯業務にはどのようなものがあるか

医療、福祉関係が64件と多く、具体例としてはグループホーム等老人向け施設サービスが目立つ。このほか、専門学校等の教育・学習支援業19件、配食サービス等のサービス業17件、レストラン、宿泊施設等の飲食・宿泊業17件等が続いている。（表28）

4 附帯業務のあり方に関する意見

「医療・福祉分野に限るべき」等の規制を維持すべきとする意見とともに、自由化を求める意見もあった。

(集計表)

役員、社員、出資及び同族割合の現状

1 役員数、同族役員割合

【理事数】

(表1)

人数区分	法人数					構成割合 (%)				
	財団	持分のない 社団	出資額 限度 法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額 限度 法人	持分のあ る社団	全体
3人以下	1	0	2	13	16	5.6	0	11.8	14.8	8.8
5人以下	1	0	7	19	27	5.6	0	41.2	21.6	14.8
10人以下	6	47	4	42	99	33.3	79.7	23.5	47.7	54.4
15人以下	8	4	2	6	20	44.4	6.8	11.8	6.8	11
20人以下	0	3	0	0	3	0	5.1	0	0	1.6
25人以下	0	1	0	1	2	0	1.7	0	1.1	1.1
30人以下	0	0	1	0	1	0	0	5.9	0	0.5
30人超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	2	4	1	7	14	11.1	6.8	5.9	8.0	7.7
合計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【監事数】

(表2)

人数区分	法人数					構成割合 (%)				
	財団	持分のない 社団	出資額 限度 法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額 限度 法人	持分のあ る社団	全体
0人	1	0	0	0	1	5.6	0	0	0	0.5
1人	2	1	8	59	70	11.1	1.7	47.1	67.0	38.5
2人	8	47	6	17	78	44.4	79.7	35.3	19.3	42.9
3人	5	6	0	0	11	27.8	10.2	0	0	6.0
4人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10人以下	0	1	0	0	1	0	1.7	0	0	0.5
10人超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	2	4	3	12	21	11.1	6.8	17.6	13.6	11.5
合計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【理事の同族割合】

(表3)

割合区分 (%)	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
0~10	4	5	1	4	14	22.2	8.5	5.9	4.5	7.7
~20	1	3	1	3	8	5.6	5.1	5.9	3.4	4.4
~30	4	12	1	5	22	22.2	20.3	5.9	5.7	12.1
~40	2	20	1	2	25	11.1	33.9	5.9	2.3	13.7
~50	1	0	0	4	5	5.6	0	0	4.5	2.7
~60	1	0	0	4	5	5.6	0	0	4.5	2.7
~70	0	0	0	4	4	0	0	0	4.5	2.2
~80	0	0	2	4	6	0	0	11.8	4.5	3.3
~90	0	0	0	5	5	0	0	0	5.7	2.7
~100	1	1	5	24	31	5.6	1.7	29.4	27.3	17.0
無回答	4	18	6	29	57	22.2	30.5	35.3	33.0	31.3
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【監事の同族割合】

(表4)

割合区分 (%)	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
0~10	9	34	6	27	76	50	57.6	35.3	30.7	41.8
~20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~40	0	2	0	0	2	0	3.4	0	0	1.1
~50	1	1	0	2	4	5.6	1.7	0	2.3	2.2
~60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~100	1	0	3	16	20	5.6	0	17.6	18.2	11
無回答	7	22	8	43	80	38.9	37.5	47.1	48.9	44
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

2 社員数、出資額、同族社員割合、同族出資割合
【社員数】

(表5)

人数区分	法 人 数				構 成 割 合 (%)			
	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
3人以下	3	0	7	10	5.1	0	8.0	6.1
5人以下	3	4	20	27	5.1	23.5	22.7	16.5
10人以下	20	9	31	60	33.9	52.9	35.2	36.6
15人以下	12	1	10	23	20.3	5.9	11.4	14.0
20人以下	8	0	3	11	13.6	0	3.4	6.7
25人以下	3	0	0	3	5.1	0	0	1.8
30人以下	1	0	1	2	1.7	0	1.1	1.2
35人以下	0	0	0	0	0	0	0	0
40人以下	1	0	0	1	1.7	0	0	0.6
45人以下	0	0	0	0	0	0	0	0
50人以下	0	0	0	0	0	0	0	0
50人超	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	8	3	16	27	13.6	17.6	18.2	16.5
合 計	59	17	88	164	100	100	100	100

【出資額】

(表6)

金額区分 (万円)	法 人 数			構 成 割 合 (%)		
	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
~500	5	19	24	29.4	21.6	22.9
~1,000	4	14	18	23.5	15.9	17.1
~2,000	2	8	10	11.8	9.1	9.5
~3,000	0	4	4	0	4.5	3.8
~4,000	1	3	4	5.9	3.4	3.8
~5,000	0	10	10	0	11.4	9.5
~6,000	0	1	1	0	1.1	1.0
~7,000	0	1	1	0	1.1	1.0
~8,000	0	0	0	0	0	0
~9,000	0	1	1	0	1.1	1.0
~10,000	0	2	2	0	2.3	1.9
~20,000	1	1	2	5.9	1.1	1.9
~50,000	2	3	5	11.8	3.4	4.8
~100,000	0	0	0	0	0	0
100,000超	0	0	0	0	0	0
無回答	2	21	23	11.8	23.9	21.9
合 計	17	88	105	100	100	100

【同族社員割合】

(表7)

割合区分 (%)	法 人 数				構 成 割 合 (%)			
	持分の ない 社団	出資額 限 度 法 人	持分の あ る 社 団	全 体	持分の ない 社 団	出資額 限 度 法 人	持分の あ る 社 団	全 体
0~10	7	1	4	12	11.9	5.9	4.5	7.3
~20	5	0	0	5	8.5	0	0	3.0
~30	16	0	4	20	27.1	0	4.5	12.2
~40	12	1	3	16	20.3	5.9	3.4	9.8
~50	0	1	1	2	0	5.9	1.1	1.2
~60	0	1	6	7	0	5.9	6.8	4.3
~70	0	0	2	2	0	0	2.3	1.2
~80	1	3	8	12	1.7	17.6	9.1	7.3
~90	0	1	5	6	0	5.9	5.7	3.7
~100	1	3	22	26	1.7	17.6	25	15.9
無回答	17	6	33	56	28.8	35.3	37.5	34.1
合 計	59	17	88	164	100	100	100	100

【同族出資割合】

(表8)

割合区分 (%)	法 人 数			構 成 割 合 (%)		
	出資額 限 度 法 人	持分の あ る 社 団	全 体	出資額 限 度 法 人	持分の あ る 社 団	全 体
0~10	1	2	3	5.9	2.3	2.9
~20	0	1	1	0	1.1	1.0
~30	0	0	0	0	0	0
~40	1	0	1	5.9	0	1.0
~50	0	0	0	0	0	0
~60	0	1	1	0	1.1	1.0
~70	1	0	1	5.9	0	1.0
~80	0	0	0	0	0	0
~90	0	1	1	0	1.1	1.0
~100	8	55	63	47.1	62.5	60
無回答	6	28	34	35.3	31.8	32.4
合 計	17	88	105	100	100	100

非営利性、公益性に関する医療法人の意識

1 非営利性一般について

1) 非営利性の具体的なイメージはどのようなものか

(表9)

区 分	営利を目的としている と考えられない					営利を目的としている と考えられる					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
効率的な医療経営で高 収益を上げていること	12 (66.7)	37 (62.7)	10 (58.8)	48 (54.5)	107 (58.8)	0 (0)	5 (8.5)	0 (0)	19 (21.6)	24 (13.2)	5 (27.8)	15 (25.4)	6 (35.3)	18 (20.5)	44 (24.2)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
附帯業務または収益業 務を広範囲に行っている こと	4 (22.2)	20 (33.9)	4 (23.5)	23 (26.1)	51 (28.0)	10 (55.6)	23 (39.0)	5 (29.4)	32 (36.4)	70 (38.5)	3 (16.7)	13 (22.0)	7 (41.2)	27 (30.7)	50 (27.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	6 (6.8)	11 (6.0)
医療法人の役員が同族 関係者で占められている こと	4 (22.2)	27 (45.8)	4 (23.5)	39 (44.3)	74 (40.7)	7 (38.9)	18 (30.5)	3 (17.6)	12 (13.6)	40 (22.0)	6 (33.3)	11 (18.6)	9 (52.9)	35 (39.8)	61 (33.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	2 (2.3)	7 (3.8)
医療法人の役員・社員 とMS法人の役員・社員 が同じであること	1 (5.6)	9 (15.3)	1 (5.9)	18 (20.5)	29 (15.9)	10 (55.6)	30 (50.8)	10 (58.8)	36 (40.9)	86 (47.3)	4 (22.2)	17 (28.8)	4 (23.5)	29 (33.0)	54 (29.7)	3 (16.7)	3 (5.1)	2 (11.8)	5 (5.7)	13 (7.1)
MS法人をはじめとする 株式会社が医療法人の 出資者や社員になること	2 (11.1)	6 (10.2)	1 (5.9)	11 (12.5)	20 (11.0)	10 (55.6)	35 (59.3)	12 (70.6)	43 (48.9)	100 (54.9)	5 (27.8)	14 (23.7)	2 (11.8)	29 (33.0)	50 (27.5)	1 (5.6)	4 (6.8)	2 (11.8)	5 (5.7)	12 (6.6)
MS法人をはじめとする 株式会社の代表者が医 療法人の役員又は社員に 就任していること	3 (16.7)	10 (16.9)	1 (5.9)	15 (17.0)	29 (15.9)	10 (55.6)	29 (49.2)	11 (64.7)	32 (36.4)	82 (45.1)	4 (22.2)	17 (28.8)	3 (17.6)	35 (39.8)	59 (32.4)	1 (5.6)	3 (5.1)	2 (11.8)	6 (6.8)	12 (6.6)
MS法人を通して医療 法人の剰余金を分配する こと	0 (0)	5 (8.5)	0 (0)	4 (4.5)	9 (4.9)	14 (77.8)	45 (76.3)	13 (76.5)	61 (69.3)	133 (73.1)	2 (11.1)	6 (10.2)	2 (11.8)	17 (19.3)	27 (14.8)	2 (11.1)	3 (5.1)	2 (11.8)	6 (6.8)	13 (7.1)

区 分	営利を目的としている と考えられない					営利を目的としている と考えられる					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のな い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
出資持分を有している こと	7 (38.9)	24 (40.7)	8 (47.1)	49 (55.7)	88 (48.4)	4 (22.2)	11 (18.6)	0 (0)	7 (8.0)	22 (12.1)	5 (27.8)	20 (33.9)	8 (47.1)	27 (30.7)	60 (33.0)	2 (11.1)	4 (6.8)	1 (5.9)	5 (5.7)	12 (6.6)
社員の退社時に出資持 分に応じた剰余金の分配 が行われること	3 (16.7)	11 (18.6)	2 (11.8)	14 (15.9)	30 (16.5)	10 (55.6)	26 (44.1)	7 (41.2)	33 (37.5)	76 (41.8)	4 (22.2)	19 (32.2)	6 (35.3)	37 (42.0)	66 (36.3)	1 (5.6)	3 (5.1)	2 (11.8)	4 (4.5)	10 (5.5)
社員の退社時に出資払 込額を限度として払戻し すること	8 (44.4)	33 (55.9)	14 (82.4)	70 (79.5)	125 (68.7)	3 (16.7)	7 (11.9)	0 (0)	3 (3.4)	13 (7.1)	6 (33.3)	15 (25.4)	3 (17.6)	12 (13.6)	36 (19.8)	1 (5.6)	4 (6.8)	0 (0)	3 (3.4)	8 (4.4)
社団医療法人の解散時 に出資持分に応じた残余 財産の分配が行われるこ と	2 (11.1)	15 (25.4)	4 (23.5)	28 (31.8)	49 (26.9)	9 (50)	21 (35.6)	6 (35.3)	25 (28.4)	61 (33.5)	6 (33.3)	19 (32.2)	7 (41.2)	33 (37.5)	65 (35.7)	1 (5.6)	4 (6.8)	0 (0)	2 (2.3)	7 (3.8)
社団医療法人の解散時 に出資払込額を限度とし て残余財産の分配が行わ れること	7 (38.9)	34 (57.6)	12 (70.6)	70 (79.5)	123 (67.6)	4 (22.2)	6 (10.2)	0 (0)	4 (4.5)	14 (7.7)	6 (33.3)	15 (25.4)	4 (23.5)	9 (10.2)	34 (18.7)	1 (5.6)	4 (6.8)	1 (5.9)	5 (5.7)	11 (6.0)
医療法人の役員の地位 のみに基づいて高額な報 酬を支払うこと	0 (0)	6 (10.2)	0 (0)	12 (13.6)	18 (9.9)	11 (61.1)	40 (67.8)	11 (64.7)	46 (52.3)	108 (59.3)	6 (33.3)	11 (18.6)	5 (29.4)	27 (30.7)	49 (26.9)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
提供する医療の内容に 基づいて医療従事者に高 額な報酬を支払うこと	14 (77.8)	38 (64.4)	9 (52.9)	46 (52.3)	107 (58.8)	1 (5.6)	9 (15.3)	2 (11.8)	14 (15.9)	26 (14.3)	2 (11.1)	10 (16.9)	5 (29.4)	25 (28.4)	42 (23.1)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)

(注)カッコ内は構成割合。

2) 非営利性に関する意見

(主要な意見)

剰余金を分配しないこと(18件)

剰余金を医療に再投資し、質の高い医療を行うこと(16件)

地域住民に安定的に安全な医療を提供し、持続性を図ること(16件)

持分を有さないこと(8件)

高額報酬を取らないこと(7件)

不採算の医療も手がけること(7件)

非同族であること(6件)

課税されないこと(5件)

経営の透明性(3件)

出資額限度で払戻しを受けること(4件)

患者を商品視しないこと(2件)

医療の公共性(2件)

非営利は大きな問題にすべきでない(ある程度の利益は必要)(5件)

医療法人は営利企業(3件)

3) 非営利性を担保する方法に関する意見

(主要な意見)

相続税、法人税等の税負担軽減(14件)

現行制度(配当禁止)の維持(11件)

経営内容等の情報公開(9件)

持分の放棄(7件)

国民皆保険の維持、充実(3件)

出資額限度法人の法制化(3件)

新たな持分なし法人の創設等、医療法人制度改革(3件)

役員報酬の規制(3件)

株式会社の参入阻止等資本による支配の排除(3件)

同族規制(2件)

きめ細かな診療報酬体系の構築(2件)

オンブズマン等による適切な監視システムの創設(2件)

法整備と行政の認識統一(2件)

公益性の促進(2件)

非営利でも営利でもない中間形態の法人創設を(2件)

2 出資持分について

1) 出資持分をどう捉えているか

(表 10)

区 分	賛同する					賛同しない					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
出資持分があるからこそ病院の質を向上させる意欲が出てくる。	2 (11.1)	5 (8.5)	7 (41.2)	38 (43.2)	52 (28.6)	5 (27.8)	21 (35.6)	3 (17.6)	13 (14.8)	42 (23.1)	10 (55.6)	24 (40.7)	6 (35.3)	35 (39.8)	75 (41.2)	1 (5.6)	9 (15.3)	1 (5.9)	2 (2.3)	13 (7.1)
出資持分を解消すると病院経営の権利が奪われるおそれがある。	2 (11.1)	7 (11.9)	5 (29.4)	29 (33.0)	43 (23.6)	4 (22.2)	25 (42.4)	4 (23.5)	22 (25)	55 (30.2)	11 (61.1)	17 (28.8)	7 (41.2)	34 (38.6)	69 (37.9)	1 (5.6)	10 (16.9)	1 (5.9)	3 (3.4)	15 (8.2)
出資持分を解消したいが先祖代々の病院なので放棄しづらい。	0 (0)	4 (6.8)	1 (5.9)	18 (20.5)	23 (12.6)	8 (44.4)	28 (47.5)	4 (23.5)	29 (33.0)	69 (37.9)	6 (33.3)	15 (25.4)	10 (58.8)	32 (36.4)	63 (34.6)	4 (22.2)	12 (20.3)	2 (11.8)	9 (10.2)	27 (14.8)
病院経営上、出資持分を解消してより公益性の高い法人形態に移行したい。	11 (61.1)	38 (64.4)	9 (52.9)	46 (52.3)	104 (57.1)	0 (0)	0 (0)	4 (23.5)	16 (18.2)	20 (11.0)	2 (11.1)	4 (6.8)	4 (23.5)	23 (26.1)	33 (18.1)	5 (27.8)	17 (28.8)	0 (0)	3 (3.4)	25 (13.7)
すでに出資持分を解消した。	13 (72.2)	54 (91.5)	4 (23.5)	6 (6.8)	77 (42.3)	0 (0)	0 (0)	2 (11.8)	25 (28.4)	27 (14.8)	2 (11.1)	1 (1.7)	4 (23.5)	19 (21.6)	26 (14.3)	3 (16.7)	4 (6.8)	7 (41.2)	38 (43.2)	52 (28.6)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 出資持分に伴う問題はいかに解消すべきか

(表 11)

区 分	必 要					必 要 な い					ど ち ら と も い え な い					無 回 答				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
出資額限度法人の普及	3 (16.7)	31 (52.5)	17 (100)	56 (63.6)	107 (58.8)	5 (27.8)	5 (8.5)	0 (0)	12 (13.6)	22 (12.1)	6 (33.3)	17 (28.8)	0 (0)	17 (19.3)	40 (22.0)	4 (22.2)	6 (10.2)	0 (0)	3 (3.4)	13 (7.1)
特定医療法人・特別医療法人の要件緩和	11 (61.1)	48 (81.4)	14 (82.4)	65 (73.9)	138 (75.8)	3 (16.7)	4 (6.8)	0 (0)	5 (5.7)	12 (6.6)	3 (16.7)	4 (6.8)	2 (11.8)	16 (18.2)	25 (13.7)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	2 (2.3)	7 (3.8)
その他(問題解消のための施策)	3 (16.7)	14 (23.7)	5 (29.4)	24 (27.3)	46 (25.3)	2 (11.1)	3 (5.1)	1 (5.9)	4 (4.5)	10 (5.5)	4 (22.2)	3 (5.1)	2 (11.8)	15 (17.0)	24 (13.2)	9 (50)	39 (66.1)	9 (52.9)	45 (51.1)	102 (56.0)

(注) カッコ内は構成割合。

3) 問題解消のための施策に関する意見

(主要な意見)

医療法人創設・承継や持分放棄時等の課税軽減(12件)

特定・特別医療法人の要件緩和(7件)

出資額限度法人の法制化(4件)

すべて特定・特別医療法人に移行させる(2件)

4) 出資持分に関する意見

(主要な意見)

出資持分は放棄すべき(14件)

出資額限度法人が望ましい(課税関係明確化の要望、非課税要件緩和の要望等含む)(13件)

持分があるのは当然(責任ある経営や個人保証には必要等)(6件)

持分放棄には課税の軽減措置等の対価を付与すべき(2件)

新たな法人形態を創設すべき(2件)

持分は経営権とは異なる(1件)

持分と経営権を分離すべき(1件)

持分に応じた議決権を認めるべき(1件)

3 配当禁止について

1) 配当禁止の具体的なイメージはどのようなものか

(表 12)

区 分	配当禁止に抵触する					配当禁止に抵触しない					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体
病院の建て替えや医療機器の購入に充てること	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	3 (3.4)	4 (2.2)	18 (100)	55 (93.2)	15 (88.2)	81 (92.0)	169 (92.9)	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	3 (3.4)	4 (2.2)	0 (0)	2 (3.4)	2 (11.8)	1 (1.1)	5 (2.7)
提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと	2 (11.1)	15 (25.4)	2 (11.8)	14 (15.9)	33 (18.1)	11 (61.1)	27 (45.8)	10 (58.8)	53 (60.2)	101 (55.5)	5 (27.8)	14 (23.7)	3 (17.6)	20 (22.7)	42 (23.1)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	1 (1.1)	6 (3.3)
近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額な賃借料を支払うこと	15 (83.3)	46 (78.0)	14 (82.4)	66 (75)	141 (77.5)	1 (5.6)	1 (1.7)	0 (0)	7 (8.0)	9 (4.9)	2 (11.1)	8 (13.6)	1 (5.9)	14 (15.9)	25 (13.7)	0 (0)	4 (6.8)	2 (11.8)	1 (1.1)	7 (3.8)
医療や健康に関わる研究事業に充てること	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	5 (5.7)	6 (3.3)	18 (100)	53 (89.8)	14 (82.4)	72 (81.8)	157 (86.3)	0 (0)	2 (3.4)	1 (5.9)	10 (11.4)	13 (7.1)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	1 (1.1)	6 (3.3)
退社時や解散時に、社員に持分に応じた払戻しを行うこと	10 (55.6)	30 (50.8)	9 (52.9)	34 (38.6)	83 (45.6)	4 (22.2)	8 (13.6)	3 (17.6)	26 (29.5)	41 (22.5)	4 (22.2)	17 (28.8)	3 (17.6)	27 (30.7)	51 (28.0)	0 (0)	4 (6.8)	2 (11.8)	1 (1.1)	7 (3.8)
退社時や解散時に、社員に出資払込額を限度として払い戻すこと	3 (16.7)	7 (11.9)	1 (5.9)	6 (6.8)	17 (9.3)	12 (66.7)	36 (61.0)	14 (82.4)	70 (79.5)	132 (72.5)	3 (16.7)	13 (22.0)	1 (5.9)	11 (12.5)	28 (15.4)	0 (0)	3 (5.1)	1 (5.9)	1 (1.1)	5 (2.7)
他の医療法人へ出資すること	3 (16.7)	13 (22.0)	3 (17.6)	16 (18.2)	35 (19.2)	7 (38.9)	20 (33.9)	6 (35.3)	29 (33.0)	62 (34.1)	8 (44.4)	23 (39.0)	6 (35.3)	40 (45.5)	77 (42.3)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	3 (3.4)	8 (4.4)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 剰余金の使途に関する意見

(主要な意見)

医療の内容、質や患者サービス向上のための設備投資等に充てるべき(43件)

役員や従業員に還元すべき(16件)

配当を認めるべき(5件)

将来の経済変動に備え備蓄すべき(4

件)

剰余金を生むこと自体が難しい(3件)

使途を制限すべきではない(3件)

将来への戦略的投資に充てるべき(1件)

剰余金は非課税にすべき(1件)

4 公益性について

1) 公益性の具体的なイメージはどのようなものか

(表 13)

区 分	公益性が高い事業である と思う					公益性が高い事業である とは思わない					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体
救命救急医療を実施 していること	15 (83.3)	49 (83.1)	16 (94.1)	73 (83.0)	153 (84.1)	0 (0)	4 (6.8)	0 (0)	6 (6.8)	10 (5.5)	2 (11.1)	4 (6.8)	1 (5.9)	7 (8.0)	14 (7.7)	1 (5.6)	2 (3.4)	0 (0)	2 (2.3)	5 (2.7)
24時間365日診 療を実施していること	15 (83.3)	46 (78.0)	11 (64.7)	67 (76.1)	139 (76.4)	1 (5.6)	5 (8.5)	0 (0)	6 (6.8)	12 (6.6)	1 (5.6)	6 (10.2)	5 (29.4)	14 (15.9)	26 (14.3)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	1 (1.1)	5 (2.7)
治療方法の確立して いない疾病に係る診療 を行っていること	4 (22.2)	23 (39.0)	2 (11.8)	30 (34.1)	59 (32.4)	2 (11.1)	12 (20.3)	4 (23.5)	25 (28.4)	43 (23.6)	12 (66.7)	22 (37.3)	9 (52.9)	29 (33.0)	72 (39.6)	0 (0)	2 (3.4)	2 (11.8)	4 (4.5)	8 (4.4)
へき地など採算の合 わない地区において医 療を実施していること	15 (83.3)	53 (89.8)	13 (76.5)	71 (80.7)	152 (83.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	0 (0)	8 (9.1)	12 (6.6)	1 (5.6)	1 (1.7)	3 (17.6)	6 (6.8)	11 (6.0)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
医療従事者の研修に 取り組んでいること	9 (50)	33 (55.9)	9 (52.9)	51 (58.0)	102 (56.0)	2 (11.1)	7 (11.9)	0 (0)	11 (12.5)	20 (11.0)	6 (33.3)	16 (27.1)	7 (41.2)	23 (26.1)	52 (28.6)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
医療や健康に関わる 研究事業に取り組んで いること	12 (66.7)	44 (74.6)	10 (58.8)	55 (62.5)	121 (66.5)	2 (11.1)	2 (3.4)	0 (0)	11 (12.5)	15 (8.2)	3 (16.7)	10 (16.9)	6 (35.3)	19 (21.6)	38 (20.9)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
社会保険診療を実施 していること	11 (61.1)	32 (54.2)	10 (58.8)	61 (69.3)	114 (62.6)	1 (5.6)	11 (18.6)	0 (0)	10 (11.4)	22 (12.1)	5 (27.8)	13 (22.0)	6 (35.3)	14 (15.9)	38 (20.9)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
経営に関する情報を 公開していること	9 (50)	27 (45.7)	9 (52.9)	42 (47.7)	87 (47.8)	2 (11.1)	11 (18.6)	0 (0)	8 (9.1)	21 (11.5)	6 (33.3)	18 (30.5)	7 (41.2)	35 (39.8)	66 (36.3)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 一般の医療法人に積極的な公益性まで必要か

(表 14)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)					
	財 団	持 分 の 有 限 公 司	持 分 の 有 限 法 人	出 資 額 限 有 限 公 司	持 分 の 有 限 公 司	全 体	財 団	持 分 の 有 限 公 司	持 分 の 有 限 法 人	出 資 額 限 有 限 公 司	持 分 の 有 限 公 司
必 要	5	25	4	33	67	27.8	42.4	23.5	37.5	36.8	
不 要	9	15	8	27	59	50	25.4	47.1	30.7	32.4	
ど ち ら と も い え な い	4	18	4	28	54	22.2	30.5	23.5	31.8	29.7	
無 回 答	0	1	1	0	2	0	1.7	5.9	0	1.1	
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100	

3) 公益性に関する意見

(主要な意見)

公益性とは、患者・地域のために良質な医療を提供することである(22件)

公益性の高い法人には課税の軽減等、公的な便宜を図るべき(8件)

医療とは不可欠な社会的機能を有するため、本来公益的なもの(6件)

同じく公益であるべき国公立病院との格差是正や役割分担明確化を(4件)

公益性と利益を上げることとのバランスが重要(4件)

公益性向上には経営の透明化を(3件)

特定・特別医療法人の要件を緩和し、医療法人の公益性を高めるべき(3件)

公益性より民間活力による医療効率化のほうが重要(3件)

非営利性=公益性(3件)

非営利性は必要だが、税金も払っている以上、公益性までは不要(3件)

非営利である以上、公益性も求められる(2件)

特定医療法人、特別医療法人、出資額限度法人をどう捉えているか

1 特定医療法人

1) 特定医療法人移行の意思の有無 (表 15)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	1	2	1	22	26	5.6	3.4	5.9	23.9	14.0
移行の意思はあるが、 困難である	1	4	9	29	43	5.6	6.8	52.9	31.5	23.1
移行の意思はない	3	0	3	20	26	16.7	0	17.6	21.7	14.0
何ともいえない	3	0	3	20	26	16.7	0	17.6	21.7	14.0
すでに特定医療法人 になっている	10	50	0	0	60	55.6	84.7	0	0	32.3
無 回 答	0	3	1	1	5	0	5.1	5.9	1.1	2.7
合 計	18	59	17	92	186	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由(複数回答) (表 16)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	2	1	1	8	12	10	1.6	4.2	6.5	5.3
医療法人の永続性を 図りたい	1	2	4	29	36	5	3.3	16.7	23.6	15.8
相続税負担を 軽減させたい	0	0	3	17	20	0	0	12.5	13.8	8.8
法人税の軽減税率を 適用したい	1	1	4	16	22	5	1.6	16.7	13.0	9.6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	16	57	12	53	138	80	93.4	50	43.1	60.5
合 計	20	61	24	123	228	100	100	100	100	100

3)「移行の意思はあるが、困難」な理由(複数回答)

(表17)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分の放棄が 困難である	0	0	5	21	26	0	0	20.8	18.4	12.1
社会保険診療80%超 の要件を満たせない	1	1	2	3	7	5.6	1.7	8.3	2.6	3.3
差額ベッド規制を クリアできない	0	0	2	6	8	0	0	8.3	5.3	3.7
年収の上限規制を クリアできない	0	0	0	10	10	0	0	0	8.8	4.7
特別利益の供与禁止 をクリアできない	0	0	2	4	6	0	0	8.3	3.5	2.8
報告制度の 負担が大きい	0	2	3	10	15	0	3.4	12.5	8.8	7.0
その他	17	1	2	4	24	94.4	1.7	8.3	3.5	11.2
無回答	0	55	8	56	119	0	93.2	33.3	49.1	55.3
合 計	18	59	24	114	215	100	100	100	100	100

4)「移行の意思はない」理由(複数回答)

(表18)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分を放棄したくない	0	0	2	8	10	0	0	9.5	7.5	4.9
現在の出資役員の 経営権を確保したい	0	0	3	14	17	0	0	14.3	13.2	8.3
社会保険診療報酬以外 の収入を増加させたい	0	0	0	2	2	0	0	0	1.9	1.0
差額ベッド割合を 増やしたい	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
優れた医師を高給で 招く必要がある	0	0	1	7	8	0	0	4.8	6.6	3.9
報告制度の事務負担 を避けたい	2	0	1	3	6	11.1	0	4.8	2.8	2.9
その他	2	0	0	6	8	11.1	0	0	5.7	3.9
無回答	14	59	14	65	152	77.8	100	66.7	61.3	74.5
合 計	18	59	21	106	204	100	100	100	100	100

2 特別医療法人

1) 特別医療法人移行の意思の有無

(表 19)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	2	16	1	15	34	11.1	27.1	5.9	15.1	17.6
移行の意思はあるが、 困難である	0	1	7	29	37	0	1.7	41.2	29.3	19.2
移行の意思はない	5	19	6	28	58	27.8	32.2	35.3	28.3	30.1
何ともいえない	9	14	2	26	51	50	23.7	11.8	26.3	26.4
すでに特別医療法人 になっている	1	6	0	0	7	5.6	10.2	0	0	3.6
無回答	1	3	1	1	6	5.6	5.1	5.9	1.0	3.1
合 計	18	59	17	99	193	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由(複数回答)

(表 20)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	1	4	1	8	14	5.6	6.2	4.8	7.3	6.5
医療法人の永続性を 図りたい	0	5	3	19	27	0	7.7	14.3	17.3	12.6
相続税負担を 軽減させたい	0	0	3	10	13	0	0	14.3	9.1	6.1
収益業務を行いたい	0	10	0	7	17	0	15.4	0	6.4	7.9
その他	0	2	0	0	2	0	3.1	0	0	0.9
無回答	17	44	14	66	141	94.4	67.7	66.7	60	65.9
合 計	18	65	21	110	214	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由(複数回答)

(表 21)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分の放棄が 困難である	0	0	6	10	16	0	0	31.6	10	8.2
社会保険診療 80%超の要件を 満たせない	0	1	0	2	3	0	1.7	0	2	1.5
医療施設の要件を 満たせない	0	0	2	5	7	0	0	10.5	5	3.6
年収の上限規制をク リアできない	0	0	0	7	7	0	0	0	7	3.6
特別利益の供与禁止 をクリアできない	0	0	1	4	5	0	0	5.3	4	2.6
その他	0	0	1	4	5	0	0	5.3	4	2.6
無回答	18	58	9	68	153	100	98.3	47.4	68	78.1
合 計	18	59	19	100	196	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由(複数回答)

(表 22)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分を放棄したくない	0	0	2	7	9	0	0	9.5	6.7	4.4
現在の出資役員の経 営権を確保したい	0	0	3	13	16	0	0	14.3	12.4	7.8
社会保険診療報酬 以外の収入を 増加させたい	0	0	1	1	2	0	0	4.8	1.0	1.0
優れた医師を高給で 招く必要がある	0	1	1	5	7	0	1.6	4.8	4.8	3.4
法人税の軽減税率のよ うなメリットがない	2	10	2	13	27	11.1	16.4	9.5	12.4	13.2
その他	3	10	1	6	20	16.7	16.4	4.8	5.7	9.8
無回答	13	40	11	60	124	72.2	65.6	52.4	57.1	60.5
合 計	18	61	21	105	205	100	100	100	100	100

3 出資額限度法人

1) 出資額限度法人移行の意思の有無 (表 23)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	0	0	1	33	34	0	0	5.9	37.5	18.7
移行の意思はあるが、 困難である	0	0	0	17	17	0	0	0	19.3	9.3
移行の意思はない	4	13	0	12	29	22.2	22.0	0	13.6	15.9
何ともいえない	2	0	0	23	25	11.1	0	0	26.1	13.7
医療法人財団、特定・ 特別医療法人である	11	40	0	0	51	61.1	67.8	0	0	28.0
すでに出資額限度 法人になっている	0	0	16	0	16	0	0	94.1	0	8.8
無回答	1	6	0	3	10	5.6	10.2	0	3.4	5.5
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由(複数回答) (表 24)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	0	0	1	11	12	0	0	5.6	9.8	5.8
医療法人の永続性を 図りたい	0	0	2	34	36	0	0	11.1	30.4	17.4
相続税負担を 軽減させたい	0	0	0	16	16	0	0	0	14.3	7.7
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
無回答	18	59	15	50	142	100	100	83.3	44.6	68.6
合 計	18	59	18	112	207	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由(複数回答)

(表 25)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
出資払込額を 超える持分の 放棄が困難である	0	0	0	8	8	0	0	0	7.0	3.8
同族出資比率要件を 満たせない	0	0	0	13	13	0	0	0	11.3	6.2
同族社員比率要件を 満たせない	0	0	0	11	11	0	0	0	9.6	5.3
同族役員比率要件を 満たせない	0	0	0	9	9	0	0	0	7.8	4.3
特別の利益供与禁止 をクリアできない	0	0	0	4	4	0	0	0	3.5	1.9
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
無回答	18	59	17	69	163	100	100	100	60	78.0
合 計	18	59	17	115	209	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由(複数回答)

(表 26)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分を維持 し続けたい	0	0	0	3	3	0	0	0	3.3	1.6
現在の出資役員の経 営権を確保したい	1	0	0	9	10	5.6	0	0	9.9	5.4
その他	3	12	0	5	20	16.7	20.3	0	5.5	10.8
無回答	14	47	17	74	152	77.8	79.7	100	81.3	82.2
合 計	18	59	17	91	185	100	100	100	100	100

医療法人の業務範囲はいかにあるべきか

1 現在実施している附帯業務（全体） （表 27）

種 類	法人数	種 類	法人数
医療関係者の養成または再教育	33	ホームヘルパー養成研修事業	20
医学または歯学に関する研究所の設置	8	難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、短期入所事業）	16
疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置	4	乳幼児健康支援一時預かり事業	7
薬局	8	介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業（訪問理美容サービス事業を除く）、介護予防・生きがい活動支援事業、在宅介護支援事業	75
施術所	0	児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業	2
衛生検査所	2	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、痴呆対応型老人共同生活援助事業、老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター経営事業	73
訪問看護ステーション	97	身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業	14
介護福祉士養成施設	2	知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業	4
ケアハウス	7	精神障害者社会復帰施設経営事業、精神障害者居宅生活支援事業	20
なし	2	無回答	39

（注）複数回答

2 特別医療法人の実施している収益業務

【回 答】 有 7(3.8%)
 無 175(96.2%)

【収益業務の種類】

- 配食サービス（1件）
- グループホーム、居宅支援事業所（1件）
- 駐車場（2件）
- 院外調理センターを立ち上げたばかり（1件）
- 温泉利用健康増進事業（1件）
- 医療・福祉器具の販売及びレンタル（1件）

3 1 以外に認めるべき附帯業務にはどのようなものがあるか

(表 28)

種 類	具 体 例		
農業 (6)	医療の手段としての農作業、園芸の場の確保 将来「高齢者施設でのリハビリとして」と一部食料自給のため	飲食店、 宿泊業 (17)	院内レストラン 医療食レストラン 喫茶 薬膳レストラン等 高齢者専用ホテル 外来患者、付添者等の食堂、宿泊ホテル 在宅配食 研修生宿泊施設
林業 (1)			社会福祉法人の行う業務 第一種社会福祉事業 第三種特定施設 グループホーム グループホーム等に類似のマンション等 有料老人ホーム等 介護付有料老人ホーム ケアハウス 柔軟に対応できる宅老所的施設 高齢化社会を迎えるに当たり手ごろな値段で入居できる老人福祉施設の運営 緩和ケア施設 精神障害者や老人のための居住施設 通所リハ ヘルパーステーション 精神障害者デイサービス事業 精神疾患(軽度うつ含)の社会復帰支援事業等 介護予防事業 保育所業務(福利厚生施設) 健康増進事業 看護学校を主軸とする医療関係学校の経営 介護予防リハビリセンター 処方箋薬局
漁業 (0)			
製造業 (1)			
情報通信業 (7)	ネット医療 医療情報、医療相談 患者、地域住民への情報サービス		
運輸業 (11)	患者送迎・搬送 介護タクシー等送迎 筋力トレーニング事業 受講者の送迎 交通不便地区の交通手段援助	病院、診療所、介護老人保健施設や上記附帯業務以外の医療、福祉 (64)	
卸売・小売業 (14)	売店 院外にも通用する売店機能 物品販売 医療関連商品の販売 医療器具等 介護養護品、健康器具等販売 院外薬局 健康食品事業		
不動産業 (14)	駐車場経営 駐車場賃貸 建物、土地の賃貸業(医療、福祉) 高齢者専用賃貸業 土地の賃貸および介護付マンションの賃貸 老人マンション等斡旋 老人アパート等 高齢者のアパート(バリアフリー住宅の提供) 遊休施設の活用		

教育、学習支援業 (19)	専門学校 人材育成事業 健康教育 医療相談、医学情報提供 奨学資金貸与
複合サービス業 (13)	給食サービス 健康増進施設
サービス業 (17)	フィットネスクラブ 旅行(医師、看護師添乗) 配食サービス 高齢者配食サービス

	理美容業 温泉浴場 食事の宅配業 訪問介護ステーション
その他 (4)	人材派遣(医療、福祉) パワーリハビリテーション コンサルタント
なし (3)	
無回答 (91)	

(注) 複数回答。種類欄のカッコ内の数字は法人数。

4 附帯業務のあり方に関する意見

【回答】

有 31(17.0%)
無 151(83.0%)

(意見)

附帯業務は医療・福祉分野に限るべき (10件)

規制緩和または自由化すべき (4件)

患者や家族への快適な医療提供に資する業務 (2件)

保健・医療・福祉に関係するすべての業務 (2件)

健康増進事業及びそのための人材育成事業 (2件)

法人全体の利用者の利便・満足度を向上させる業務 (1件)

経営ノウハウの生かせる業務 (1件)

シナジー効果のある業務 (1件)

現状では遊休資産の利用方法がゼロ。せめて駐車場経営くらいは認めるべき (1件)

施設内完結型のサービス業務 (1件)

あまり好ましくない (1件)